



民暴弁護士の寄稿文



寄稿者
弁護士 吉場一美

【暴力団による少年たちへの接近方法と引込みについて】

ここ何年か私が相談を受けたり、刑事事件・少年事件で担当した事件で、暴力団と関係を持ってしまっていた未成年者の事件が続きました。今回は、暴力団がどのように未成年者に接近し、事件に巻き込んでいくのかというお話をしたいと思います。

1 Aくんの事件

Aくんは、自宅から通信制の高校に通っていました。Aくんのお父さんはバイクが趣味で、Aくんもバイクの免許が取れる年齢になると、すぐに免許を取って地元の友人とも一緒にバイクを走らせたりするようになりました。Aくんは、高校にきちんと通っていましたし、バイクの免許を取ってからはアルバイトも始めていて、何の問題もない生活を送っていました。

ところが、少し遅めの時間にAくんが友人とバイクを走らせたところ、暴力団員に声を掛けられました。暴力団員は、「俺たちの許可なく勝手にバイクを走らせてるんだ」と言ったそうです。因縁としか言いようがありません。暴力団員は、凄んで因縁をつけつつ、「これからは俺たちが面倒見てやる」と言って「ケツモチ」を買って出てAくんたちを懐柔します。そして、「俺たちが付いているから、もっと派手にやればいい」と煽るようにもなり、気も大きくなったAくんは、友人たちとバイクを並走させるなどの危険な走行をしてしまい、警察の取締りを受けることになりました。

2 Bくんの事件

Bくんは、中学を卒業後に専門学校に進学しましたが、最近は少しサボりがちになっていました。同じように学校をサボりがちな地元の友人と駅で過ごしていると、地

元のちょっとヤンチャな先輩と知り合いましたが、その先輩がどうも暴力団関係者のようでした。その先輩は、Bくんのことを目にかけてくれ、色々話も聞いてくれ、Bくんにとっては憧れの存在になっていきます。

ある日、Bくんの憧れになっていた先輩が、お世話になっている人としてある人物を紹介します。その人は、暴力団員として紹介されます。Bくんは、暴力団員と聞いて怖く感じましたが、憧れの先輩が紹介した人でしたので、逃げることもできませんでした。

そのうち、Bくんは、暴力団員に直接呼ばれることも増えていき、段々と犯罪への引込みが始まります。暴力団員は、「未成年のうちは処分が軽い」「少年院なんてみんな行っている」などと言って、Bくんたちに他人の家に忍び込んで窃盗をするよう指示するようにもなりました。暴力団員は、Bくんたちを車に乗せて移動することまではしますが、実行犯はBくんたちにさせ、自分は車の中に待機し、Bくんたちから盗品を受け取ると報酬も渡さず帰ってしまいます。暴力団関係者が現場に赴かないため、暴力団関係者に捜査が及びにくくしようとする、とても狡猾なやり口です。

Bくんは、その後同じような窃盗事件数件に関わってしまい、警察に逮捕されることになりました。

3 Cくんの事件

Cくんも、バイクに乗るのが好きな子でした。ある時、駅の駐輪場に停めていたバイクからヘルメットがなくなっていました。ヘルメットを探していると、年齢がCくんより少し上くらいの人たちが近づいてきました。その人たちの手にはCくんのヘルメットが握られていて、Cくん「これ、君の？返してほしい？」と声を掛けてきました。この声を掛けてきた人たちは、暴力団関係者で、ヘルメットを返してほしいければ自分たちの言うことを聞くようにCくんたちに迫ってきます。ヘルメットを返してほしいかったCくんは、声を掛けてきた暴力団関係者の言うことを聞くことにしました。

暴力団関係者がCくん「に指示したことは、Cくんが暴力団関係者からヘルメットを奪われたように、駐輪場にあるバイクからヘルメットを奪っておき、戻ってきた持ち主に因縁をつけて金品を奪う、というものです。これは、「コルク狩り」と呼ばれるもので、暴走族の間の抗争で無理やりヘルメットを奪うものに由来するそうです。

Cくんは、暴力団関係者の指示に従って、「コルク狩り」を繰り返してしまい、警察に逮捕されてしまいました。

どの事件も未成年者自身が暴力団員や関係者の指示に従わないといけなような事情は抱えていませんでした。因縁をつけられたり、逃げにくくなるような人間関係に付け込んで暴力団員や関係者から接近されてしまったものです。未成年者は、まだまだ成長中の段階ですから、冷静に判断できなかつたり、相手の論理に飲み込まれてしまうこともあります。暴力団員や関係者からすれば、その点を分かっている、未成年者を取り込んでいる

ように見えます。

暴力団との関係が深くなってしまうと、暴力団との関係を絶つことも難しくなりますし、未成年者の非行の程度も進んでしまっていることも多いです。未成年者に暴力団との関係が垣間見えるようなことがありましたら、早期に関係を絶つことが重要ですので、警察、暴追センター、民暴弁護士にご相談ください。

寄稿者

〒360-0032

埼玉県熊谷市銀座2-39 YMKビル2階西
くまがや法律事務所

TEL 048-599-1138

FAX 048-599-1139

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会委員

弁護士 吉場 一美

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.205」から転記したものです。